

川越町都市マスタープラン策定及び都市計画道路見直し検討業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川越町（以下「甲」という。）が実施する川越町都市マスタープラン策定及び都市計画道路見直し検討業務委託（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 全国の地方都市では、人口減少と少子高齢化の進展等に伴い、これまでの拡散型都市構造から集約型都市構造のまちづくりへの転換が求められている。本町においては、平成20年度に「川越町都市マスタープラン」を策定したが、社会情勢等の変化により当初の土地利用構想に差異が生じてきている。そのため、令和2年度から令和3年度までの2か年にわたり新都市マスタープランを策定するとともに、都市計画道路の見直し検討を行うものである。

策定にあたっては、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）や現在策定中の第7次川越町総合計画等との整合を図り、まちづくりの状況や都市構造の分析、町民意向の把握等を総括的に行い、将来都市像や整備方針を明確にし、行政と町民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とし、都市づくりの総合的な方針として新都市マスタープランの策定を行う。

また、都市計画道路の見直しについては、社会情勢等の変化に対応するため、上位計画との整合等を踏まえた見直しを検討する。なお、同計画の検討にも活用できるよう公共交通や都市機能分布状況等については、国土数値情報等の公開データを基に図上での現況整理を行うものとする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 都市計画法運用指針（平成12年12月18日付建設省都計発第92号）
- (3) 川越町関係法規
- (4) その他関係法令等

(疑義)

第4条 本仕様書及び適用図書等に明示なき事項又は疑義を生じた場合は、甲と受注者（以下「乙」という。）が協議し、乙は、監督職員の指示を受けることとする。

(管理技術者)

第5条 乙は、次の要件を満たす管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

- (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を保有し、都市計画マスタープラン策定業務において、管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。

(担当技術者)

第6条 乙は、次の要件を満たす担当技術者を定め、甲に通知するものとする。

- (1) 担当技術者のうち少なくとも1名は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士補の資格を保有し、都市マスタープラン策定業務又は都市計画道路の見直し業務において、管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者とする。
- (2) 担当技術者のうち少なくとも1名は、測量士資格及び一般社団法人地理情報システム学会GIS資格認定協会が認定するGIS上級技術者資格、又は公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者資格を有する者とする。
- (3) 担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 乙は、次の要件を満たす照査技術者を定め甲に通知するとともに照査計画を作成し、この照査計画に従い照査を実施するものとする。

- (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を保有し、都市計画マスタープラン策定業務において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者としての実績を有する者とする。
- (2) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

(提出書類)

第8条 乙は、甲が指定した様式により、契約締結後に次に掲げる関係書類を遅滞なく提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手報告書
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者及び担当技術者並びに照査技術者選任通知書
- (5) その他、甲が必要と認める書類

※契約締結後14日以内に業務計画書及び業務工程表を監督職員に提出すること。

(打ち合わせ等)

第9条 本業務の趣旨を熟知し、業務期間中に甲と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ議事録を作成し、その都度、電子メールの活用など効率の良い方法を用いて提出するものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む。）における打ち合わせは、原則、川越町役場内で実施することとし、管理技術者及び照査技術者が出席するものとする。

(資料の貸与及び返却)

第10条 本業務を実施するにあたり、甲は必要な書類を乙へ貸与するものとする。なお、三重県が所有する資料については、その借用にあたり甲が調整するものとする。また、乙は貸与した資料については、借用にあたり甲に借用書を提出することとし、貸与された資料の取扱いは慎重に行い、厳重に保管するとともに必要がなくなった場合は、直ちに返却するものとする。

(工程管理及び進捗状況報告)

第11条 乙は、業務計画書に基づき適切な工程管理を行い、業務進捗状況を随時報告しなければならない。なお、甲より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告しなければならない。

また、業務日報は、監督職員が提出を要求したとき速やかに提出する。

(個人情報の取り扱い)

第12条 乙は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に従い、本業務を実施するものとする。

(成果品の瑕疵)

第13条 成果品は、甲の検査合格をもって納品されたものとする。また、納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は乙の責により必要な修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果品及び作業で作成したデータ類は、すべて甲に帰属するものとし、乙は許可なくこれを使用、流用してはならない。なお、既に他に著作権がある資料を利用した場合はこの限りではない。また、成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合には、出典名を報告書に明記する。

(暴力団等による不当介入を受けた場合の措置)

第15条 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから履行計画に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第2章 業務内容

第1節 都市マスタープラン策定業務（令和2・3年度）

(業務対象区域)

第16条 業務の対象区域は、川越町全域（全域：都市計画区域）とする。

(業務概要)

第17条 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 上位計画及び関連計画等の整理（令和2年度）

- ① 関連計画及び関係法令の整理
- ② 近隣市町の動向調査
- ③ 庁内ヒアリング

(2) 現況調査（令和2年度）

G I Sデータの活用による評価、近隣市町等との現況データの比較整理を行う。

- ①自然条件
 - ②社会条件
 - ③土地利用
 - ④都市開発動向
 - ⑤都市整備状況等
- (3) 町民アンケート調査等の実施（令和2年度）
- ①アンケート調査票の作成（無作為抽出：3,000件）
 - ※地域公共交通に関するアンケート含めること。
 - ※なお、設問については、総合計画策定時の住民意識調査を参考・活用すること。
 - ②集計、分析、評価等
 - ③企業ヒアリング調査
 - ※印刷、封入封緘作業を含む調査票発送事務、回収事務に係る郵送料等は乙の負担とする。
- (4) 現行計画の評価及び解析（令和2年度）
- ①土地利用状況
 - ②都市施設等の整備状況
 - ③上位計画及び関連計画の策定状況
 - ④関連事業の進行状況等
 - ⑤現行計画の課題の整理・評価
 - ⑥実現化方策の検証
 - ⑦町民意向の満足度
 - ※総合計画策定時の住民意識調査を活用すること。
- (5) 課題の抽出及び整理（令和2年度）
- ①町全体の課題の抽出及び整理
 - ②部門別、地域別の課題の抽出及び整理等
 - ③地域別カルテの作成
- (6) 全体構想の作成（令和2年度、令和3年度）
- 令和2年度は、全体構想骨子までの作成とする。
- ①将来都市構造の設定
 - ②将来フレームの設定
 - ③全体構想の作成
 - ア) 土地利用の方針
 - イ) 市街地整備の方針
 - ウ) 都市施設の整備、改善方針
 - エ) 交通体系の方針
 - オ) 自然環境の保全、整備の方針
 - カ) 都市景観の形成方針
 - キ) 安全安心なまちづくりの方針等
- (7) 地域別構想の作成（令和3年度）
- ①地域別将来像の設定
 - ②部門別の方針の設定

- ③地域別重点施策の設定
- ④全体構想との整合性の整理等
- (8) 実現化方策の作成（令和3年度）
 - ①まちづくり施策の検討
 - ②整備プログラム、実現に向けての検討
 - ③町民との協働のまちづくりを進めるための取り組み方法等
- (9) 町民参加型会議の企画運営支援（令和3年度）
 - ワークショップ等の開催
 - ※ワークショップ等の開催は、甲で想定する企画のため、プロポーザル時の提案により協議の上、変更できるものとする。
- (10) パブリックコメントに係る支援（令和3年度）
 - ①資料作成
 - ②意見整理
 - ③回答案の作成、助言等
- (11) 都市計画審議会の運営支援（令和2年度、令和3年度）
 - ①資料作成
 - ②運営補助
 - ③会議後の対応支援等
- (12) 庁内検討会議の運営支援（令和2年度、令和3年度）
 - ①資料作成
 - ②運営補助
 - ③会議後の対応支援等
- (13) ホームページの作成支援（令和2年度、令和3年度）
 - ホームページデータの作成等

第2節 都市計画道路見直し検討業務（令和2・3年度）

（業務概要）

第18条 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 現況整理(基礎調査)
 - ①都市計画道路の現状
 - ②見直しの背景と必要性
- (2) 都市・交通課題の整理
- (3) 将来交通需要予測
- (4) 都市計画道路網の設定
- (5) 整備優先順位の検討
- (6) 整備スケジュールの設定
- (7) 概算事業費の算定
- (8) 地元説明会の開催支援

なお、検討結果については、都市計画審議会に諮るものとする。

第3章 成果品

(成果の提出)

第19条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 令和2年度提出分

①アンケート等調査結果	1式
②都市マスタープラン中間報告書	1式
③都市計画道路見直し中間報告書	1式
④各会議等運営支援資料	1式
⑤その他協議により必要と認められる資料	1式
⑥上記①～⑤の電子データ	1式

(2) 令和3年度提出分

①川越町都市マスタープラン全体構想 (A4判、カラー印刷)	50部
②川越町都市マスタープラン地域別構想 (A4判、カラー印刷)	50部
③川越町都市マスタープラン概要版 (A4判、カラー印刷)	50部
④報告書	1式
⑤各会議等運営支援資料	1式
⑥町民参加に関する資料	1式
⑦パブリックコメント用資料原稿	1式
⑧その他協議により必要と認められる資料	1式
⑨上記①～⑧の電子データ	1式

(納期)

第20条 本業務に係る成果品の納期は、契約締結の日から令和4年3月25日までとする。

(納品場所)

第21条 本業務の納品場所は、川越町役場 企画情報課とする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本事項)

第1 この契約（協定含む。以下同じ。）による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、川越町個人情報保護条例（平成15年条例第4号。以下「条例」という。）第12条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当って、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、この契約による業務を行うに当って知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約に係る業務を行うために、個人情報を収集するときは、この契約による業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ川越町（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当って、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うに当って、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写し、又は複製したものを含む。）を、この契約による業務の終了後速やかに返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

(研修及び教育の実施)

第9 乙は、乙の従業者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修及び教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第10 乙は、この契約による業務を行うに当って、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。